

評点基準と定義(案)

< カテゴリー 1 ~ 7 >

	標準項目	標準項目を超えた取り組み A+の取り組み
定義	東京都内の福祉サービス事業者が、福祉サービスの質の向上を図る観点から、標準的に実施していることが必要であると認められる事項、または、実施するための仕組み(取り組み)があることが必要であると認められる事項をいう。	標準項目をすべて満たした(できていることが確認済)うえで、以下の要件をすべて満たした取り組みとする。 ア 当該評価項目のねらいに合致していること イ 事業者の理念・方針に合致していること ウ 事業者の独自性または現状を改善するための取り組みが認められること
確認方法	標準項目を確認したものとするができるのは、次のすべてを満たした場合とする。 ア 事業者が当該事項を実施していること イ その実施が継続的(必要性を認識し、計画的)であること ウ その根拠が示せること	
評点基準	「A」..... 標準項目をすべて満たした状態 「B」..... 標準項目をひとつでも満たしていないものがある状態 「C」..... 標準項目をひとつも満たしていない状態 「A+」... 標準項目をすべて満たした上で、標準項目を超えた取り組みがある状態 A+の取り組みがある状態	

< カテゴリー 8 >

確認方法	確認するための視点は、カテゴリー1~7の取り組みに関連した成果で、前年度(開設1年未満の事業者は開設時)と比べて成果があったか否かの確認とする。
評点基準	「A」.....改善傾向が確認できる状態 「B」..... 取り組んでいるが改善傾向は確認できない状態 「C」..... 取り組んでいない状態 「A+」... 計画的な取り組みによる改善傾向が確認できる状態